

## 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書

契約締結日： 令和 年 月 日

サービス提供施設（以下「風のガーデンひの」という）の表示

名称 風のガーデンひの

所在地 東京都日野市程久保 8-5-5

（特定施設入居者生活介護 : 1373503240 号）  
（介護予防特定施設入居者生活介護 : 1373503240 号）

契約当事者の表示

利用入居者 （以下「入居者」という）

施設提供者 医療法人社団 康明会  
理事長 遠藤 正樹 （以下「事業者」という）  
所在地 東京都日野市豊田 2-32-1

### 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書

入居者と事業者は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という）に定める指定特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用にあたり、下記のとおり（以下「本契約」という）を締結します。

#### 第1条（契約の目的）

事業者は、入居者に対し、「風のガーデンひの」において介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、入居者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的として、指定特定施設入居者生活介護・指定特定施設入居者生活介護のサービスを提供します。

2 本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ）は、重要事項説明書に添付する『介護サービス等一覧表』に定めるとおりとします。

## 第2条（契約期間と更新）

1 本契約の有効期間は、満1年間とします。

ただし、上記の契約期間満了日以前に、入居者に関して介護保険法令等により行われる要介護認定、要支援認定、更新認定、状態区分の変更認定にて取消し等の手続き（以下「要介護認定等」という）により、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日以上前までに入居者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

## 第3条（運営規定）

事業者は、指定特定施設ごとに次に掲げる事業の運営について重要事項に関する規定（以下「運営規定」という）を定めます。

- ① 事業の目的
- ② 運営の方針
- ③ 事業所の名称及び所在地
- ④ 従業者の職種、員数及び職務内容
- ⑤ 入居定員及び居室数
- ⑥ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑦ 施設の利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ その他運営に関する重要な事項

## 第4条（介護保険給付対象サービスの内容）

本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、事業者が入居者に対して提供する、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいいます。

## 第5条（保険給付対象外サービス）

本契約において、「保険給付対象外サービス」とは、前条において提供するサービスのうち介護保険の給付の範囲を超えるサービス及び前条に定めるサービス以外のサービスである。

## 第6条（介護の場所）

事業者が、入居者に対し本契約に基づくサービスを、「風のガーデンひの」における入居者の介護居室・機能訓練室等において提供します。

## 第7条（要介護認定等に伴う確認）

1 事業者は、入居者の要介護認定等が確定・更新・変更された場合に、その内容を必要に応じ確認します。

- ① 要介護認定等の内容及びその認定日、有効期間
- ② 認定審査会の意見
- ③ 市町村により確定されたその他の重要な事項

2 前項の確認に際して、事業者は入居者に対して、次の各号に定める事項について説明を行い、それについての入居者の意思を確認します。

- ① 本契約第4条に定める「保険給付対象サービス」に関し、介護保険給付の対象となる費用の支払について、介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを選択することに同意するか、又は償還払いを希望するかの確認
- ② 本契約第5条に定める「保険給付対象外サービス」に対して支払うべき費用の額への同意
- ③ 本契約に基づくサービスの利用に関して、入居者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
- ④ その他入居者又は事業者において必要と考えられる事項

## 第8条（特定施設サービス計画の作成・変更）

1 事業者は、介護保険法令等に基づき、入居者の「特定施設サービス計画」を作成する計画作成担当者を定めます。

2 事業者は、前項の計画作成担当者が作成する「特定施設サービス計画」の作成、変更等について、入居者に対して説明し、協議し、同意を得たうえで決定します。その内容は、入居者に対して書面を交付して確認するものとします。

3 事業者は、特定施設サービス計画書に計画作成担当者名を明記します。

## 第9条（事業者の守秘義務）

事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た入居者又はその家族等に関する事項を第三者にもらしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

## 第10条（サービス利用料金）

入居者は、事業者に対して、介護保険法令等及び本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、「要介護認定等に伴う確認」（本契約第7条）及び「特定施設サービス計画の作成・変更」（本契約第8条）に基づき支払うものとします。

2 事業者は、入居者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、入居者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書を予め送付します。

## 第11条（利用料金の変更）

1 本契約第7条第2項第一号の定める費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更があった場合、事業者は入居者等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。

2 本契約第7条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金について、事業者は、入居者の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することができます。この場合事業者は、「風のガーデンひの」の所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案するなどの手続きをとるものとします。

## 第12条（サービス提供内容の開示）

事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払を受けたときは、入居者の求めに応じてサービス提供内容を開示します。

## 第13条（損害賠償）

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに入居者に対して損害を賠償します。ただし、入居者に重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

## 第14条（契約の終了事由）

本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- ① 入居者が死亡した場合
- ② 要介護認定等により入居者が自立と認定された場合
- ③ 「風のガーデンひの」の入居契約が終了した場合
- ④ 「風のガーデンひの」が介護保険法令等に基づく特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の事業者指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

- ⑤ 入居者が風のガーデンひのにて特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
- ⑥ 第15条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

#### 第15条（事業者からの契約解除）

1 事業者は、入居者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。

2 前項の場合、事業者は次の手続きを行ないます。

- ① 一定の観察期間をおくこと
- ② 医師の意見を聞くこと
- ③ 契約解除の通告について3ヶ月の予告期間をおくこと
- ④ 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める連帯保証人等の意見を聞くこと

3 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払につき、入居者がしばしば遅滞し、その支払がない場合など、本契約における入居者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、3ヶ月の予告期間において、本契約を解除することができます。

4 前項において、入居者が介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを希望しており、本契約第7条第2項第一号の費用の利用料の支払を遅滞する場合には、事業者が本契約の解除に先立ち行う予告期間は3ヶ月とします。

#### 第16条（入居者からの中途解約）

入居者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、入居者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に通知するものとします。

#### 第17条（精算）

第14条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、入居者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、請求書作成し郵送します。請求書が届いてから1週間以内に精算するものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

## 第18条（苦情処理）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスに関する入居者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。
- 2 入居者は、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、前2項による苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、入居者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

## 第19条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者と入居者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

## 第20条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、地方裁判所をもつて第一審管轄裁判所とすることを、入居者及び事業者は予め合意します。

## 第21条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、入居者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及び管理費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、事業者及び入居者記名押印のうえその 1 通を保有するものとします。

入居者氏名： 印

連帯保証人： 印

極度額： 500,000 円

事業者  
住 所  
〒191-0053 東京都日野市豊田 2 丁目 32 番 1

医療法人社団康明会 理事長 遠藤 正樹 印

